

保護者様

新居浜市教育委員会
学校教育課
学校施設課

気象警報発令が予測される場合の、翌日の給食の取扱いについて
～「計画的に給食を中止する」場合があります～

保護者の皆様には、平素から本市の教育にご理解とご協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

さて、台風の接近等に伴い、翌日登校前に警報発令が予測される場合には、（給食調理のセンター化に伴う、食品ロスの削減のため）次のような対応を取る場合があります。皆様のご理解、ご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

- 1 翌日午前7時に、新居浜市に「特別警報」「警報」（波浪警報、高潮警報を除く）が発令される可能性が高いと予測される場合



- 前日の昼12時頃までに、翌日の給食を中止するかどうかを市教委で判断。
○「給食中止」の場合は、学校から保護者連絡ツール（テトル）にて保護者に連絡します。

- 2 「給食中止」を決定したが、翌日午前7時に警報が発令されて「いない」場合



- 午前中授業となります。（午後に学童保育を利用する児童は「弁当持参」）

※なお「児童生徒が自宅待機かどうか」の判断は、従来通り「午前7時時点での警報の有無」

で、変更はございません。（「非常変災時の対応」プリント参照）